警察本部

教育公安委員会
【議案関係資料】
（当初予算関係）

２月２０日提出

目　　　次

部課名	案　　件	頁
会　計　課	令和６年度当初予算案の概要について	３
生活安全部 交　通　部	秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について	９

令和６年度当初予算案の概要

令和６年度警察関係予算

総額　267億4,229万9,000円（対前年度比△4億0,718万2千円　△1.5%）

◇　性質別

- 人件費　209億0,435万6,000円（対前年度比＋10億3,287万4千円　＋5.2%）
  ～　警察官等の給与費、公安委員報酬
- 物件費　58億3,794万3,000円（対前年度比△14億4,005万6千円　△19.7%）
  ～　警察施設や信号機等の整備、警察官の装備品の整備等

主　要　な　事　業

【警察本部費】

一般管理事業（警察文書管理システム導入に要する経費）　3,069千円

警察行政文書の一元管理により、文書の紛失や誤廃棄等の防止、デジタル化による保管管理の合理化、非接触の電子決裁による感染症対策等の効率化及びペーパーレス化による経費削減を図るため、文書管理システムを導入する。

○　サーバ構築（初年度）
○　警察文書管理システムリース（R7.1.1～R11.12.31）

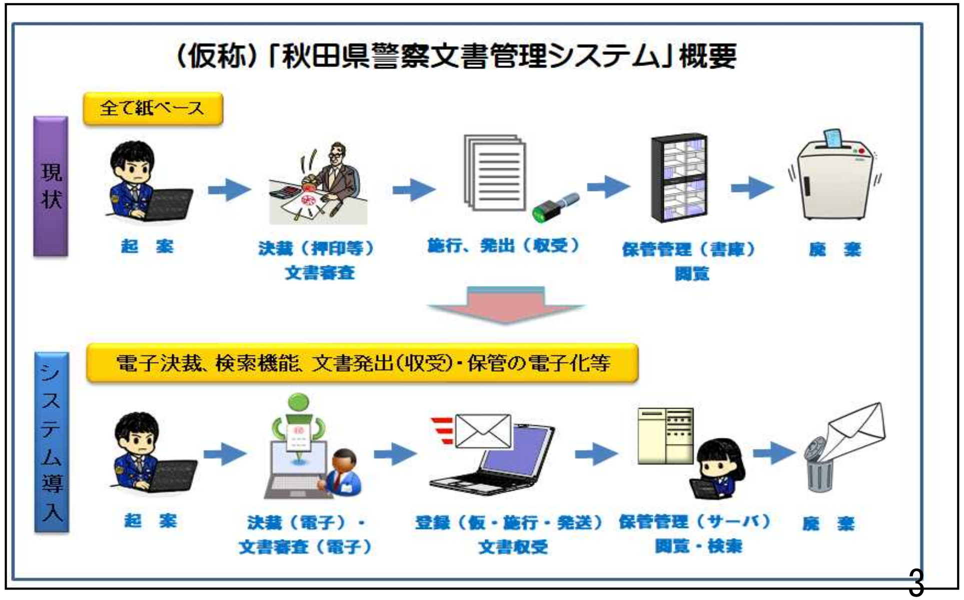

「なまはげ」少年サポート事業　21,076千円

　児童・生徒の安全確保と非行防止を図るため、平成19年度から学校、地域及び警察のパイプ役となるスクールサポーターを警察署に配置し、校内巡回や問題行動に関する指導助言、通学路のパトロールなど地域に密着した少年非行防止活動等を行っている。

○　スクールサポーター　９人
　（大館、能代、五城目、秋田臨港、秋田中央、秋田東、由利本荘、大仙、横手警察署に各１人）

高齢者安全・安心アドバイザー事業　43,775千円

　高齢者の交通事故防止や特殊詐欺等の犯罪被害防止等を目的に、平成21年度から県内各警察署に「高齢者安全・安心アドバイザー」を配置し、高齢者宅訪問による交通安全指導や防犯指導のほか、交通安全教室を開催するなどの活動を行っている。

○　高齢者安全・安心アドバイザー　28人（14警察署に各２人）

【装備費】

車両整備・維持管理事業（車両更新整備費）　29,153千円

　犯罪や事故の現場への迅速な臨場や機動力を駆使した警ら活動を展開し、有事即応体制を確保するため、経年による老朽化が著しいパトカーを計画的に更新する。

○　小型警ら車　（ミニパト）　３台
○　多目的運搬車（軽ワゴン）　３台
○　交通取締用四輪車（高床式）２台

ヘリコプター維持管理事業　182,571千円

　警察航空機「やまどり」の維持管理並びに操縦士及び整備士の計画的な人材育成を行う。

【警察施設費】

大館警察署改築事業　12,540千円

　大館警察署は昭和53年の建築から45年が経過、建物及び設備等の老朽化が著しいことから、庁舎改築に係る基本計画の策定及び最適な整備手法を検討するための民間活力（ＰＦＩ）導入可能性調査を行う。

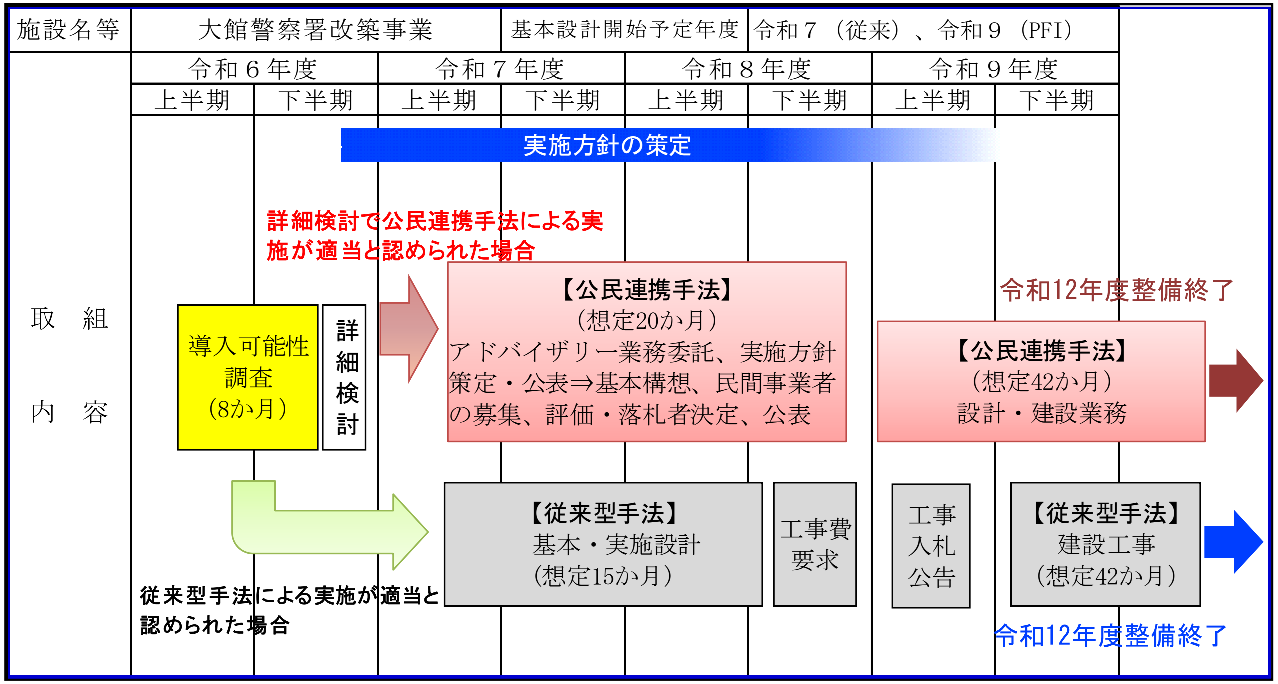

交番・駐在所改築事業　85,907千円

老朽化により建て替えが必要となった交番・駐在所の改築等を行う。

湯沢警察署稲川交番(R4.3築)

○　改築工事
・　横手警察署　　　大雄駐在所（現在地改築）

○　改築に向けた設計委託等
・　北秋田警察署　　鷹巣南駐在所（現在地改築）
・　秋田東警察署　　太平駐在所　（現在地改修）

運転免許センター及び交通機動隊庁舎改築事業　510,728千円

運転免許センター庁舎は昭和49年の建築から47年が経過、交通機動隊庁舎は昭和45年の建築から51年が経過し、老朽化・狭隘化が著しいことから、令和３年度から５か年計画で改築を進めている。

新庁舎は令和６年１月から運用を開始している。

令和６年度は、既存庁舎解体工事や外構工事を継続して行う。

【運転免許費】

運転免許試験及び免許証作成業務事業（運転免許証とマイナンバーカード一体化に要する経費）　69,946千円

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の閣議決定により、令和６年度末までにマイナンバーカードと運転免許証の一体化の運用を開始することから、運転免許証作成システムの改修及びマイナンバーカード一体化に対応するための機器等を整備する。

【一般警察活動費】

大規模災害対策事業　32,980千円

　災害発生時の停電により信号機が停止し、道路交通が混乱することを避けるため、電池式信号機電源付加装置を増強整備するほか、大規模災害の発生を想定した訓練を実施する。

○　電池式信号機電源付加装置整備　11式など

電池式信号機電源付加装置

【刑事警察費】

街頭防犯カメラ整備事業　8,878千円

　犯罪の予防と被害の未然防止を図るため、街頭防犯カメラを整備して犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。
　現在、秋田市など12市に合計86台の街頭防犯カメラを設置している。

【交通指導取締費】

交通安全施設整備・維持管理事業（道路標示整備費）　230,000千円

　横断歩行者や通学路における児童の安全確保及び危険箇所の交通事故防止を目的に、横断歩道やはみ出し禁止線等の道路標示を施工する。

交通信号機整備事業　667,412千円

　安全で円滑な道路交通環境を構築するため、道路改良に伴う移設を行うほか、老朽化した信号制御機、信号柱及び信号灯器を計画的に更新する。

○　信号機移設　16か所
○　信号制御機86基、信号柱130本更新
○　信号灯器（ＬＥＤ化）920灯更新　　など

高齢者等にやさしい交通事故防止対策事業 4,453千円

　視覚障害者が横断歩道を安全に利用することができるよう「エスコートゾーン」を整備するほか、高齢者が多く横断する交差点に青色信号の残り時間を表示させる歩行者用灯器を設置し、無理な横断の抑止と青信号表示時間内に安心して横断できる交通環境を整備する。

エスコートゾーン

○　「エスコートゾーン」、「経過時間付歩行者用灯器」の整備

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について

生活安全部
交　通　部

１　手数料条例の改正理由

(1)　「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第347号）」の施行に伴い、秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成12年条例第117号）（以下「手数料徴収条例」という。）の一部を改正し、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講に係る手数料の額を引き上げる必要があるため。

(2)　「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和５年政令第315号）」の施行に伴い、手数料徴収条例の一部を改正し、警備業法関係の認定証の再交付と書換えの２項目、探偵業の業務の適正化に関する法律関係の届出を証する書面の交付、変更の届出があったことを証する書面の交付、届出があったことを証する書面の再交付の３項目、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係の認定証の再交付と書換えの２項目の手数料項目を削る必要があるため。

２　手数料条例の改正内容

(1)　銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料の下記の内容を改正する。
第８条第２項の改正内容【手数料の引上げ】

改正前		改正後
法第５条の５第１項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講 １回につき12,700円	⇨	法第５条の５第１項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の受講 １回につき14,000円

(2)　警備業法関係手数料の下記の内容を改正する。
第10条第２項の改正内容【認定証の廃止に伴う関係項目の削除】

改正前		改正後
①　法第５条第５項の規定による認定証の再交付 2,000円	⇨	削除
②　法第11条第３項（認定証の記載事項の変更）の規定による認定証の書換え 2,200円		

(3)　探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料の下記の内容を改正する。

第12条の改正内容【届出があったことを証明する書面の廃止に伴う全文削除】

改正前		改正後
①　法第４条第３項の規定による同条第１項(新規の届出)の届出があったことを証する書面の交付	１件につき3,600円	第12条の全文削除
②　法第４条第３項の規定による同条第２項（①で届出した内容変更）の届出があったことを証する書面の交付	１件につき1,600円	
③　法第４条第３項の規定による届出があったことを証する書面の再交付（①又は②で交付された書面の再交付）	１件につき1,100円	

(4)　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料の下記の内容を改正する。

第17条第２項の改正内容【認定証の廃止に伴う関係項目の削除】

改正前		改正後
①　法第５条第５項の規定による認定証の再交付	１件につき1,700円	削除
②　法第８条第３項（認定証の記載事項の変更）の規定による認定証の書換え	１件につき2,100円	

３　施行日

令和６年４月１日（政令の施行日に同じ）